第14号様式
（その１）

収　支　報　告　書

令和　6　年分
（　　年　　月　　日開催分）

（ふりがな）
1 政治団体の名称　じゆうみんしゅとう　ほっかいどうさっぽろしていねくだいさんしぶ
自由民主党　北海道札幌市手稲区第三支部

2 主たる事務所の所在地　北海道札幌市手稲区手稲本町１条３丁目３番１０号　千葉ビル

3 代表者の氏名　松井　隆文

4 会計責任者の氏名　宗山　昌揮

5 事務担当者の氏名　宗山　昌揮

（電話）　011-681-5800

政治団体の区分	
☐ 政党	☐ 政治資金規正法第18条の２第１項の規定による政治団体
☑ 政党の支部	
☐ 政治資金団体	☐ その他の政治団体
	☐ その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
☐ ２以上の都道府県の区域等	☑ 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無
☐ 有
☑ 無
公職の種類
資金管理団体の届出をした者の氏名

国会議員関係政治団体の区分
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
☐ 政治資金規正法第19条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名
公職の種類

資金管理団体の指定の期間
年　月　日から
年　月　日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
年　月　日から
年　月　日まで

北海道選挙管理委員会事務局
-7. 3. 13 収受
第　号
（受付印）

整理番号	

受付	審査	システム	照合	公表
済	済	済	○ ○	済

（その２）

収　支　の　状　況

１　収支の総括表

	十億	百万	千	円
収入総額		2	321	956
（前年からの繰越額）		1	821	956
（本年の収入額）			500	000
支出総額				0
翌年への繰越額		2	321	956

２　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費										
	十億	百万	千	円						
金額										
員数	人									

| (2) 寄附 | | | | | | | | | |

（その５）

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入

交付金を供与した本部又は支部の名称	金額										年月日	主たる事務所の所在地	備考
	十億			百万			千			円			
自由民主党北海道第四選挙区支部					1	0	0	0	0	0	R6. 2. 27	小樽市花園１丁目４番１９号	
自由民主党北海道第四選挙区支部					3	0	0	0	0	0	R6. 9. 1	小樽市花園１丁目４番１９号	
自由民主党札幌市支部連合会					1	0	0	0	0	0	R6. 10. 11	札幌市中央区北４条４丁目１番３号	
この頁の小計					5	0	0	0	0	0			
合計					5	0	0	0	0	0			

(その17)

資　産　等　の　状　況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	□	☑	
イ 建物	□	☑	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ 金銭信託	□	☑	
キ 有価証券	□	☑	
ク 出資による権利	□	☑	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

※　該当する項目に「／」を付すこと。

（その20）

宣　誓　書

添付書類（別添のとおり）

1　領収書等の写し

2　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和　7年　3月　10日

政治団体の名称　自由民主党　北海道札幌市手稲区第三支部

※代表者の氏名

会計責任者の氏名　宗山　昌揮

（備考）

※　「代表者の氏名」は、解散に伴う収支報告書以外は記載しないこと。

1　会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

2　政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。